**博士論文公表について**

**◆　学位規則（昭和二十八年四月一日文部省令第九号）**

|  |
| --- |
| （論文要旨等の公表）  第八条　大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から三月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。 |
| （論文要旨等の公表）  第九条　博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から一年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。  ２　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。  ３　博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。 |

**◆　義務と方法**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 論文要旨及び論文審査  結果の要旨の公表  （学位規則第８条） | 大学の義務 | ・自治医科大学機関リポジトリにて公表する。（学位を授与した日から3ヶ月以内） |
| **学位論文の公表**  （学位規則第９条） | **本人の義務** | ・**大学が協力して、自治医科大学機関リポジトリ及び国立国会図書館リポジトリにて公表を代行する。（学位を授与した日から1年以内）**  ・1年以内に公表できない場合は、大学で承認の上、要旨の公表及び製本版を閲覧させることで、公表の義務をはたす。  ・製本版は図書館等に配架され、求めに応じて閲覧に供する。 |

※自治医科大学機関リポジトリ；

本学図書館が設置したインターネット上の電子書庫のこと。教育研究に関する著作物（成果物）を収集・蓄積・保存し、かつ、インターネットを通じて無償で世界へ発信するシステム。

* **注意事項**

学位論文は既発表の投稿論文等に基づき作成されるため、公表は**著作権問題**になる可能性があります。

また、未発表の内容を学位論文に含めて公表した場合には、公表後その内容を含む論文を学術雑誌に投稿すると、二重投稿として扱われる可能性があります。従って、学位論文の公表は当該内容を学術雑誌に発表した後に、出版社の承諾を得てから行う必要がありますので、十分注意してください。

なお、公表は**指導教員とよく相談の上、決定して下さい。**

* **投稿論文の著作権確認**

博士論文に共著者がいる自著の著作物の全部もしくは一部を利用している場合や、著作権を他者に譲渡した自著の著作部の全部もしくは一部を利用している場合に確認が必要となります。

* 投稿論文について、主に次の2点を確認して下さい。

**・著作権の所在及び2次利用について**

**・公表の可否**

* 具体的には、投稿先の投稿規程や投稿時に提出したLicense Agreement、ホームページ等を確認してください。また以下のサイトでは出版社等の著作権ポリシーを検索する事ができます。ただし情報が古い場合もあるので、ご注意下さい。

（海外）<http://www.sherpa.ac.uk/romeo/>　　　　SHERPA/ROMEO

（国内）<http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/>　 　学協会著作権ポリシーデータベース

○　確認できない場合は、出版社等に直接問い合わせてください。

○**公表が可能な場合は、看護学務課（kangogakumu＠jichi.ac.jp）までご連絡下さい。**

｢機関リポジトリ登録申請書（学位論文）｣を送付いたします。その書類の氏名欄に自著の上、｢公表確認書類｣を添えてご提出下さい。

※公表確認書類･･･投稿論文の著作権ポリシーを確認できる書類または当該箇所の写し等

* **｢やむを得ない事由｣があり1年以内に公表ができない場合は**、授与された日から9ヶ月後に｢公表保留事由に係る報告書｣を看護学務課より送付いたしますので、記載の上ご提出下さい。

その場合も、｢やむを得ない事由｣が解消され次第、公表の手続きをして下さい。

《参照》自治医科大における学位論文公表の流れ

|  |  |
| --- | --- |
| 事　柄 | 提　出　物　等 |
| １．学位審査後、最終版提出 | 学位論文（PDF）、学位論文製本2冊 |
|  | 学位論文要旨（Word,PDF） |
| ２．学位授与 | 機関リポジトリ登録申請書（論文要旨） |
|  | 使用承諾書(学位論文閲覧に供する） |
| ３．学位論文要旨及び審査結果の公表 |  |
| 授与された日より３ヶ月以内 |  |
| ４．学位論文の図書館等配架 |  |
| ５．学位論文の公表 | 機関リポジトリ登録申請書（学位論文） |
| 授与された日より１年以内 | 公表確認書類 |
| （学位論文を公表できない場合） | |
| ・報告書提出 | 公表保留事由に係る報告書 |
| 授与された日より9ヶ月後 |  |
| ・公表保留事由の承認 | 要旨公表済み |
| 授与後1年以内 | 論文全文を求めに応じて閲覧に供する |
| ・学位論文の公表 | 機関リポジトリ登録申請書（学位論文） |
| 公表保留事由解消後 | 公表確認書類 |

《参考資料》

・｢機関リポジトリと著作権｣黒澤節男

・公益社団法人著作権情報センターCRIC　 http://www.cric.or.jp/